

要対策箇所一覧

番号	路線名称	管理者	類型	点検概要	点検年度	対策内容
①	町道泉町4号線	弟子屈町	第3類型	未就学児の移動経路の一部に歩道が無い。	R01	歩道の新設（時期未定）
②	町道鑑別下鑑別線	弟子屈町	第3類型	歩道部が狭隘な箇所がある。路面損傷が大きく通行に支障がある。	R01	歩道の補修等により改善する。
③	町道鑑別下鑑別線 交差点部	弟子屈町	第3類型	交差点部の歩道スペースが小さく、信号待ちの際危険である。	R01	交差点部歩道の拡幅及び補修により改善する。
	町道釧路川右岸沿線	弟子屈町				
④	町道川湯朝霧橋線	弟子屈町	第3類型	歩道部が狭隘な箇所がある。路面損傷が大きく通行に支障がある。	R01	歩道の補修等により改善する。
⑤	道道屈斜路摩周湖畔線 交差点部	北海道	第1類型	交差点部の建物の影響により見通しが悪く、車両の視認性が悪い。	R01	関係機関への周知徹底及び移動経路の変更を検討する。
	町道川湯朝霧橋線	弟子屈町				
その他	道道札友内弟子屈停車場線	弟子屈町	第2類型	歩道部が狭隘である。交差点部が変則的であり危険である。	H27	街路事業の施行により改善見込（実施中）

※ ⑤については対象施設での単独対応の為、道路管理者の報告様式から除きます。（様式1-2の箇所数には含まれます）

参考

○第1類型

集団移動経路等の変更など対象施設において単独で対応できる箇所

○第2類型

「通学路における緊急合同点検」（「通学路の交通安全の確保の徹底について」（平成24年5月30日文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知）により実施依頼したもの）において既に危険箇所として抽出されている箇所で、対策の実施が予定されている箇所

※ 上記箇所については、所管機関が市町村教育委員会等から情報を収集して対象施設に必要な応じて提供するなどの対応を行う。その際、都道府県が所管機関である場合にあっては、市町村教育委員会等からの情報収集にあたり、必要な応じて都道府県教育委員会等の協力を得ることも差し支えない。

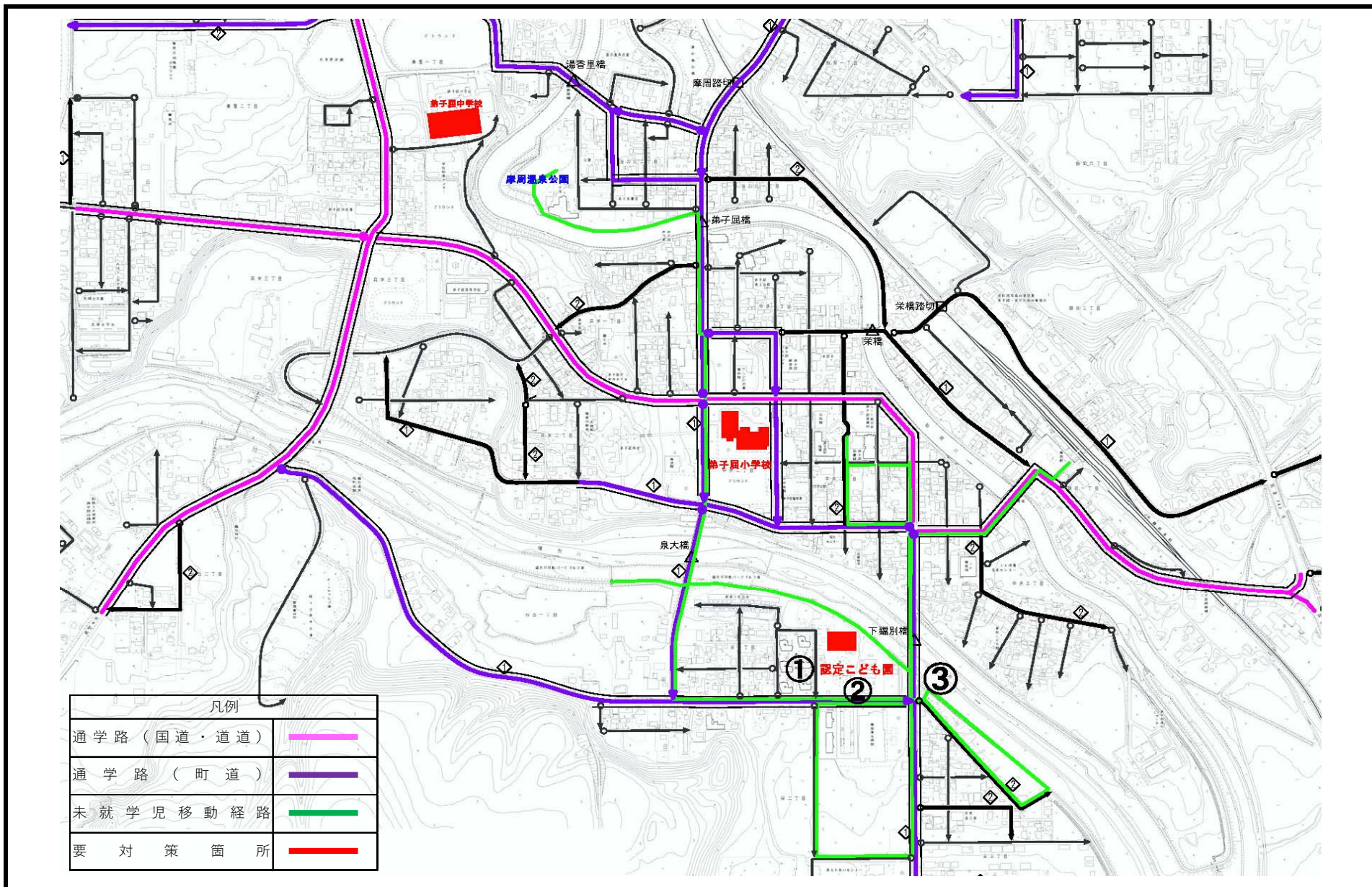
○第3類型

第1類型及び第2類型以外の危険箇所

通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路等の安全点検（移動経路）

弟子屈町

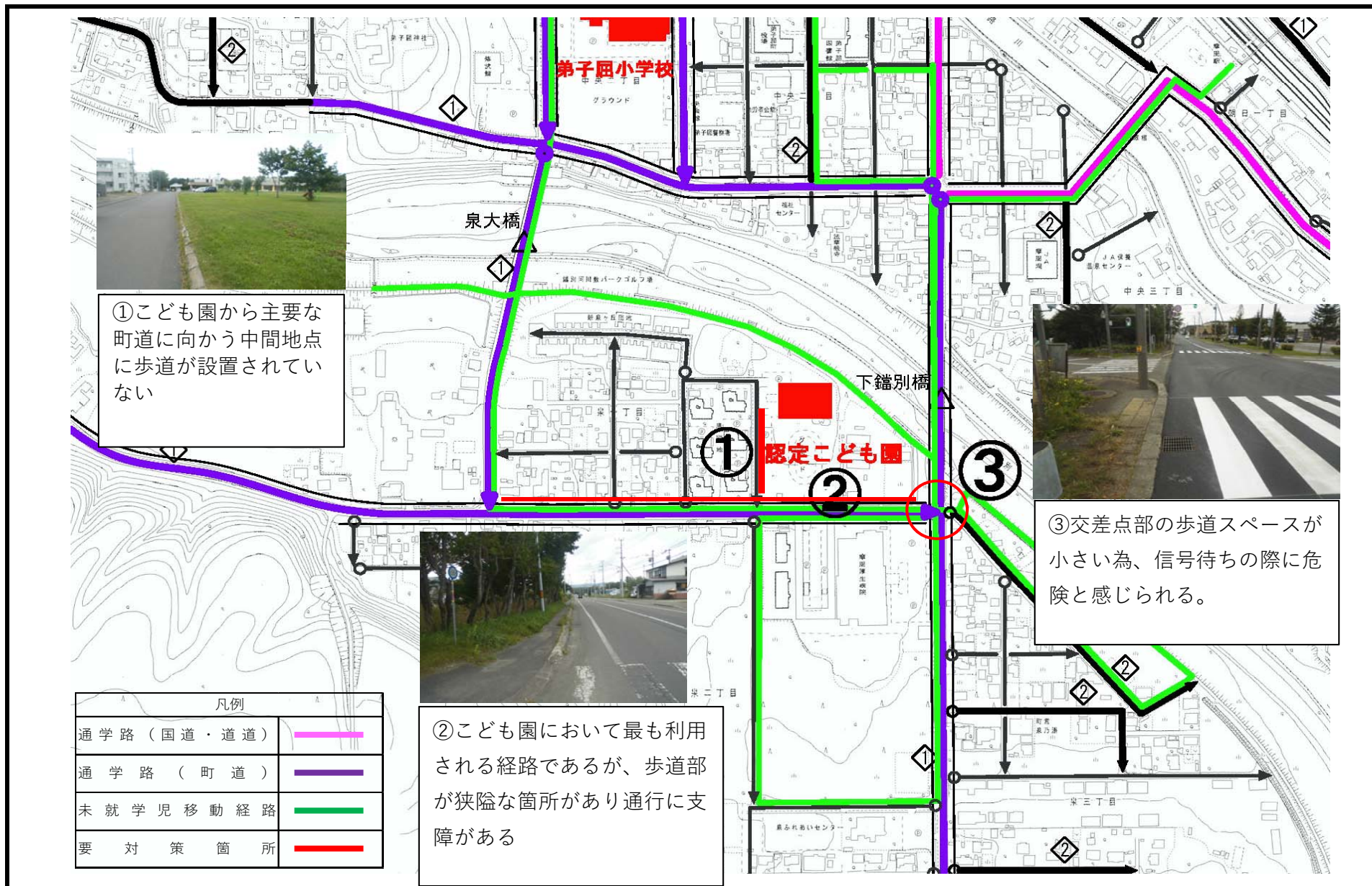
園名：認定こども園ましゅう（弟子屈）



通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路等の安全点検（要対策箇所図一①）

弟子屈町

園名：認定こども園ましゅう



通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路等の安全点検（要対策箇所図一②）

弟子屈町

園名：川湯保育園（川湯）

